

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県立美術館条例の一部改正)

第一条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第一条 美術に関する県民の知識及び教養の向上に資するため、広島県立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。</p>	<p>(設置) 第一条 美術に関する県民の知識及び教養の向上に資するため、<u>博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)</u>第十八条の規定に基づき、<u>広島県立美術館(以下「美術館」という。)</u>を設置する。</p>

(旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 旅館業法施行条例(昭和二十三年広島県条例第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(清純な施設環境が保持されるべき施設) 第四条 (略) 一 (略) 二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第一項第一号に規定する博物館に相当する施設 三―六 (略)</p>	<p>(清純な施設環境が保持されるべき施設) 第四条 (略) 一 (略) 二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設 三―六 (略)</p>

(広島県立歴史博物館設置条例の一部改正)

第三条 広島県立歴史博物館設置条例(平成元年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第一条 郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、広島県立歴史博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</p>	<p>(設置) 第一条 郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定に基づき、広島県立歴史博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</p>

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設) 第十条 (略) 一・二 (略) 三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設 四一六 (略)</p>	<p>(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設) 第十条 (略) 一・二 (略) 三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により文部科学大臣若しくは広島県教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設 四一六 (略)</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。